

趣旨

◇ 「三重県における特別支援教育の推進について（基本計画）」や「県立特別支援学校整備第一次実施計画」の課題や視点を踏まえ、対応が求められている地域については、引き続き特別支援学校の整備を行う必要があることから、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」として示すこととしました。

◇ 期間：平成23年度から平成26年度まで

基本方針

- ◇ 緊急課題への対応
- ◇ 適正な規模及び配置
- ◇ 高等部の教育の充実
- ◇ 複数障がい種別への対応

「第二次実施計画」期間の取組

◇ 地域における課題への対応

- 1 東紀州地域
 - ・ 特別支援学校東紀州くろしお学園本校の施設面を含めた機能統合について、可能な限り早期の整備を検討
- 2 中勢、松阪、南勢志摩地域
 - ・ 特別支援学校玉城わかば学園に暫定プレハブ校舎を整備
 - ・ 松阪地域におけるセンター的機能を担う拠点校の整備を検討
 - ・ 特別支援学校玉城わかば学園の適正規模化
- 3 その他の地域
 - ・ 児童生徒数の推移を早期に見極めた対応を検討

◇ 特定の課題への対応

- 1 通学時間の改善
 - ・ スクールバスの計画的配備により、児童生徒の心身の負担軽減
- 2 盲学校のあり方
 - ・ 視覚障がい教育の専門機関としての機能発揮
 - ・ 社会福祉分野との連携による機能分担
- 3 聾学校のあり方
 - ・ 聴覚障がい教育の専門機関としての機能発揮
 - ・ 就労支援に向けた教職員の専門性の向上
- 4 寄宿舎のあり方
 - ・ 地理的な通学条件や集団生活による効果を見据えた機能集約（5舎を3舎に統合）
- 5 医療・福祉等の関係機関との連携
 - ・ 今後の進展を見極めながら対応を検討

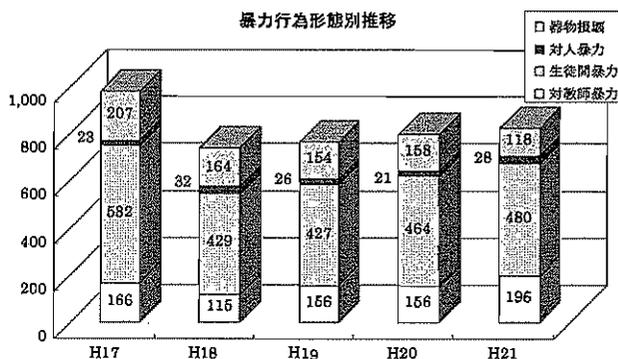
5 生徒指導対策について

平成21年度 公立小・中学校及び高等学校における暴力行為の状況

1 概要

平成21年度における暴力行為の発生件数は822件で、平成20年度と比較すると全体で23件(2.9ポイント)増加した。

最も多かった平成13年度の2,423件と比較すると、約66ポイントの減少となっている。



2 形態別状況

形態別では、生徒間暴力が480件(構成比58.4%)で最も多く、次いで対教師暴力196件(同23.8%)、器物損壊118件(同14.4%)、対人暴力28件(同3.4%)となっている。

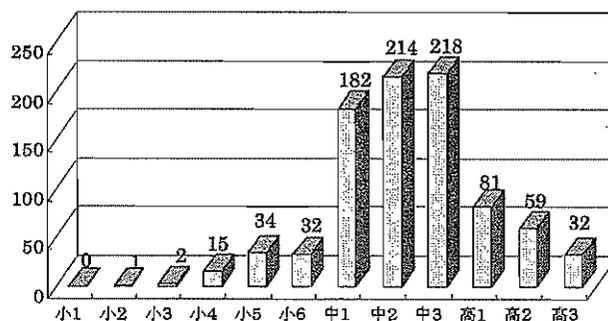
暴力行為推移(形態別) (単位:件)

	H17	H18	H19	H20	H21
対教師暴力	166	115	156	156	196
生徒間暴力	582	429	427	464	480
対人暴力	23	32	26	21	28
器物損壊	207	164	154	158	118
計	978	740	763	799	822

3 学年別状況

形態別加害児童生徒の総数は870人で、中学生が614人と全体の70.6%を占めている。学年別では、中学3年生が218人と最も多く、全体の25.1%を占め、続いて中学2年生214人(24.6%)、中学1年生182人(20.9%)となっている。

暴力行為学年別人数



4 校種別状況

中学校が610件で全体の74.2%を占めている。続いて高等学校130件で15.8%、小学校82件で10.0%となっている。

平成20年度と比較すると、小学校で11件の減少、中学校で34件の増加、高等学校で±0.0となっている。

暴力行為推移(校種別) (単位:件)

	H17	H18	H19	H20	H21
小学校	54	69	57	93	82
中学校	781	559	555	576	610
高等学校	143	112	151	130	130
計	978	740	763	799	822
増減(▲)率(%)	3.7	▲24.3	3.1	4.7	2.9

5 加害児童生徒実人数

加害生徒実人数については、小学校が79人、中学校が542人、高等学校が172人となっている。

平成20年度と比較すると、小学校で15人(16.0ポイント)の減少、中学校で61人(12.7ポイント)の増加、高等学校で3人(1.7ポイント)の減少となっている。

平成21年度 公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

1 概要

平成21年度の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は260件で、平成20年度と比較すると102件減少している。校種別では、小学校92件、中学校122件、高等学校45件、特別支援学校1件となっている。

2 学年別認知件数

学年別では、中学1年生が65件で最も認知件数が多く、次いで中学2年生44件、高校1年生35件、小学5年生23件、小学4年生22件の順となっている。

3 いじめの解消状況

全体では、247件(95.0%)が解消している。校種別では、小学校86件(93.5%)、中学校119件(97.5%)、高等学校41件(91.1%)、特別支援学校1件(100%)の解消状況となっている。

4 いじめ発見のきっかけ

最も多い発見のきっかけは、小中学校ともに「当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え」(小学校33件、中学校34件)となっている。高等学校では「本人からの訴え」(19件)、特別支援学校では「学級担任が発見」(1件)となっている。

5 いじめの態様(複数回答)

小中学校、高等学校では「冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、全体の37.4%を占めている。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」となっている。

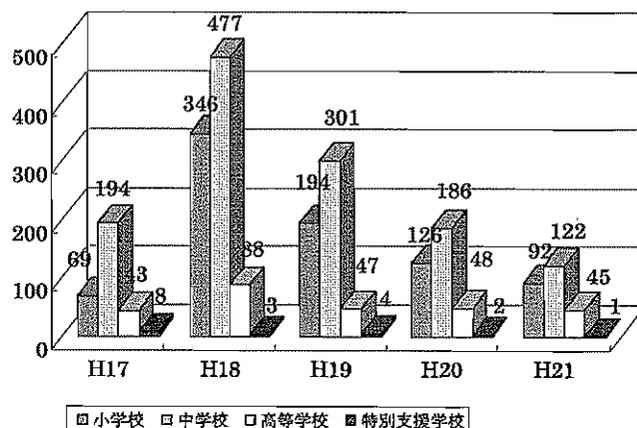
6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組(複数回答)

「職員会議等を通じて共通理解を図った」が最も多く、次いで「道徳等ではいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」、「児童・生徒会活動等を通じていじめの問題を考えさせたり、人間関係づくりを促進した」、「いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った」の順となっている。

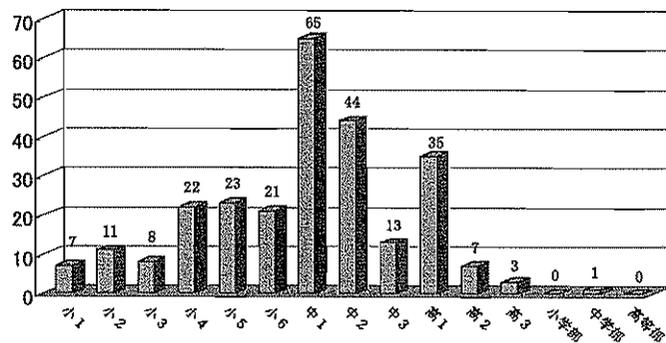
7 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について(複数回答)

小中学校では「教職員と生徒との間で日常的に行われている日記等」、高等学校では、「個別面談」が最も多くなっている。

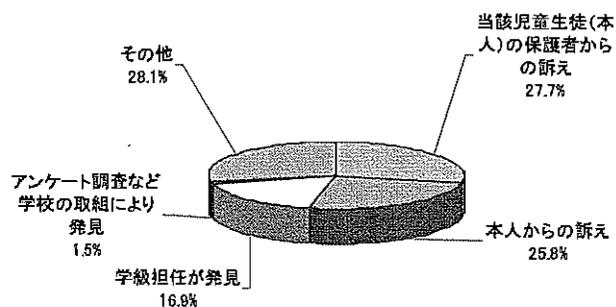
いじめ推移



学年別認知件数



いじめ発見のきっかけ(全校種)

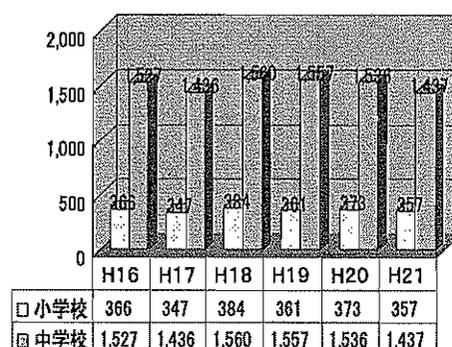


平成21年度 公立小学校及び中学校における不登校の状況等

1 概要

平成21年度の公立小中学校における不登校児童生徒数は1,794人で、平成20年度と比較して115人（前年度比6ポイント）減少しました。小学校は357人（前年度比16人減）、中学校は1,437人（同99人減）でした。学年別の不登校児童生徒数では、中学3年生が576人で最も多くなっています。

公立小中学校における不登校児童生徒数推移



2 不登校になったきっかけと考えられる状況（複数回答可）

不登校になったきっかけで最も多いのは、小中学校ともに「その他本人に関わる問題」（小学校151人、中学校515人）となっています。次いで、小学校では「親子関係をめぐる問題」（92人）、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」（384人）となっています。

3 不登校児童生徒への指導結果

「指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒」は、小学校では115人（32.2%）、中学校では398人（27.7%）となっています。

また、「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」は、小学校では72人（20.2%）、中学校では220人（15.3%）となっています。

不登校となったきっかけと考えられる状況（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)
いじめ	8	1.5%	35	1.6%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	52	9.9%	384	17.4%
教職員との関係をめぐる問題	11	2.1%	31	1.4%
学業の不振	28	5.3%	261	11.9%
クラブ活動、部活動等への不適応	0	0.0%	60	2.7%
学校のきまり等をめぐる問題	2	0.4%	98	4.5%
入学、転入入学、進級時の不適応	14	2.7%	74	3.4%
家庭の生活環境の急激な変化	37	7.0%	131	5.9%
親子関係をめぐる問題	92	17.5%	234	10.6%
家庭内の不和	47	9.0%	111	5.0%
病気による欠席	27	5.1%	157	7.1%
その他本人に関わる問題	151	28.8%	515	23.4%
その他	51	9.7%	40	1.8%
不明	5	1.0%	71	3.2%
計	625	100.0%	2,202	100.0%

4 不登校児童生徒に対して特に効果のあった学校の措置（複数回答可）

不登校児童生徒に対する指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒に特に効果のあった学校の措置としては、小中学校とも「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った」（小学校49校、中学校90校）が最も多く、次に多いのは、小学校では「登校を促すため、電話をかけたかたり迎えに行くなどした」（41校）、中学校では「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」（58校）、「登校を促すため、電話をかけたかたり迎えに行くなどした」（58校）、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」（58校）となっています。

5 相談・指導を受けた専門機関等（複数回答可）

不登校児童生徒が相談・指導を受けた専門機関等のうち、学校外においては、小中学校ともに「教育支援センター（適応指導教室）」が最も多く、小学校79人、中学校255人となっています。学校内においては、小学校では「養護教諭による専門的な指導を受けた」（71人）、「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な指導を受けた」（69人）で、中学校では「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な指導を受けた」（384人）が多くなっています。

学校内、学校外で担任以外の専門的な相談・指導を受けている児童生徒数は、小学校230人、中学校806人となっています。

平成21年度 県立高等学校における長期欠席（不登校）の状況等

1 概要

平成21年度の県立高等学校における長期欠席生徒数（年間に30日以上欠席した生徒数）は1,144人（前年度比153人減）で、全日制が744人（同81人減）、定時制が400人（同72人減）となっています。

種別	在籍者数 (平成21年5月1日現在)	理由別長期欠席者数				計	不登校出現率(%)
		病気	経済的理由	不登校	その他		
全日制	38,597	139	3	448	154	744	1.16%
定時制	1,997	18	30	262	90	400	13.12%
合計	40,594	157	33	710	244	1,144	1.75%

理由別では「病気」が157人（前年度比8人増）、「経済的理由」が33人（同11人増）、「不登校」が710人（同38人減）、「その他」が244人（同134人減）となっています。

2 学年別不登校生徒数

学年別（定時制も含む）不登校生徒数については、1年生141人（出現率1.40%）、2年生147人（同1.44%）、3年生87人（同0.87%）、4年生以上3人（同6.52%）、単位制332人（同3.22%）となっています。

3 不登校生徒のうち、前年度における不登校の経験の有無等

高校1年生の不登校生徒のうち、前年度（中3）不登校の経験者は35人（構成比26.1%）、2年生の前年度の経験者は41人（同29.3%）、3年生の前年度の経験者は34人（同43.0%）、単位制は30人（同31.6%）、定時制課程は158人（同60.3%）となっています。

4 不登校となったきっかけと考えられる状況

（複数回答可）

不登校となったきっかけと考えられる状況については、「その他本人に関わる問題」が最も多く317人（回答数に占める割合：29.3%）、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が129人（同：11.9%）となっています。

区分	人数	構成比(%)
いじめ	8	0.7%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	129	11.9%
教職員との関係をめぐる問題	14	1.3%
学業の不振	96	8.9%
進路にかかる不安	10	0.9%
クラブ活動、部活動等への不適應	38	3.5%
学校のきまり等をめぐる問題	40	3.7%
入学、転編入学、進級時の不適應	48	4.4%
家庭の生活環境の急激な変化	49	4.5%
親子関係をめぐる問題	87	8.0%
家庭内の不和	49	4.5%
病気による欠席	124	11.5%
その他本人に関わる問題	317	29.3%
その他	17	1.6%
不明	66	5.2%
計	1,082	100.0%

5 不登校生徒のうち、中途退学・原級留置になった生徒数

不登校生徒のうち、中途退学した生徒数については、全日制129人、定時制31人、計160人（不登校生徒数に占める割合：22.5%）、原級留置した生徒数については、全日制42人、定時制24人、計66人（不登校生徒数に占める割合：9.3%）となっています。

6 学校内外の機関等で相談・指導を受けた実人数

不登校生徒が相談・指導を受けた専門機関等のうち、学校外においては、「病院、診療所」が最も多く90人となっています。学校内においては、「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な指導を受けた」140人となっています。

平成21年度 県立高等学校における中途退学者数等の状況

1 中途退学の概要

平成21年度の県立高等学校における中途退学者数は、全日制400人（前年度比136人減）、定時制217人（同±0人）、合計617人（同136人減）となっており、

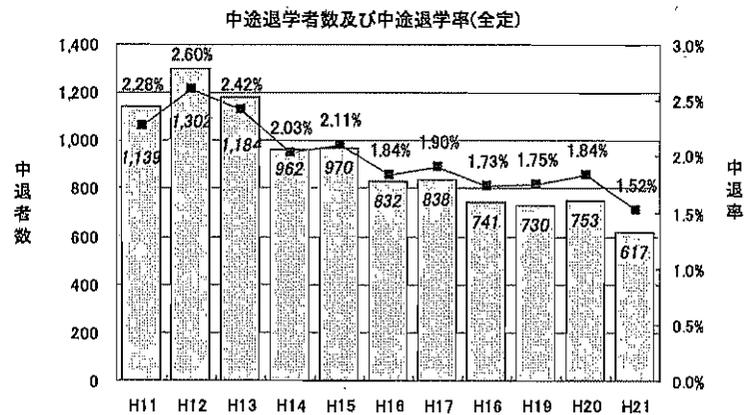
中途退学率（年度当初の在籍生徒数に対する割合）は、全日制1.04%（前年度比0.33ポイント減）、定時制10.8%（同0.1ポイント減）となっています。

中途退学者数・中途退学率推移

	H17	H18	H19	H20	H21
全日制 中退者数(人)	603	566	519	536	400
中退率(%)	1.43	1.39	1.31	1.37	1.04
定時制 中退者数(人)	235	175	211	217	217
中退率(%)	11.9	8.8	10.4	10.9	10.8

2 中途退学者事由別

全日制高等学校における中途退学者の事由別では、「学校生活・学業不適応」が46.8%で最も多く、次いで「進路変更」24.5%、「学業不振」7.3%、「問題行動等」6.5%となっています。「学校生活・学業不適応」の内訳は、「もともと高校生活に熱意なし」が28.0%を占めています。「進路変更」の内訳は、「就職を希望」が13.3%、「別の高校への入学を希望」が4.8%となっています。



3 課程・学科・学年別中途退学者数等

中途退学者数及び中途退学率を課程・学科別にみると、全日制普通科226人（中退率1.03%）、全日制専門学科135人（同1.01%）、全日制総合学科39人（同1.24%）、定時制217人（同10.82%）となっています。

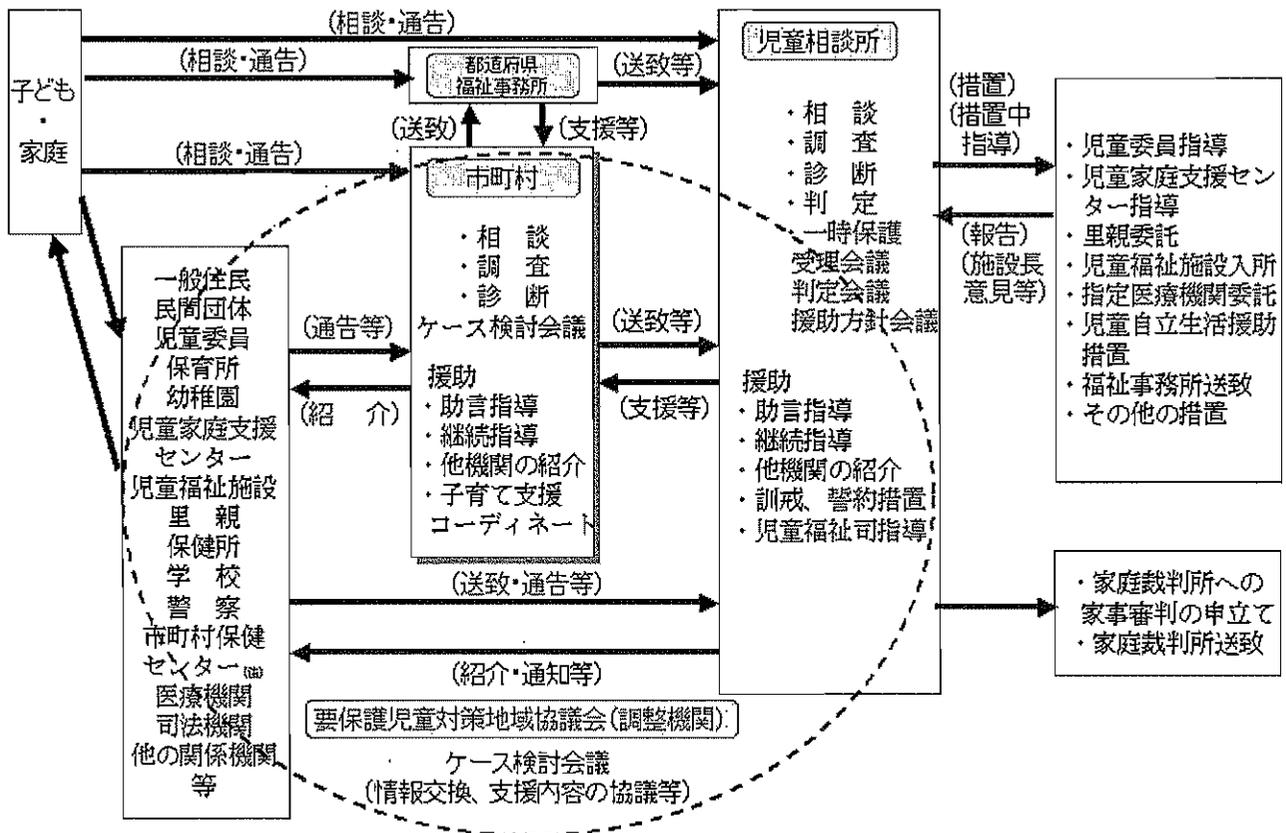
全日制・定時制を合わせた中途退学率を学年別にみると、第1学年2.12%、第2学年1.10%、第3学年0.41%、第4学年以上2.17%、単位制2.42%となっています。

中途退学者数全体のうち、1年生が占める割合は34.5%であり、2年生18.2%、3年生6.6%、4年生以上0.2%、単位制40.5%となっています。

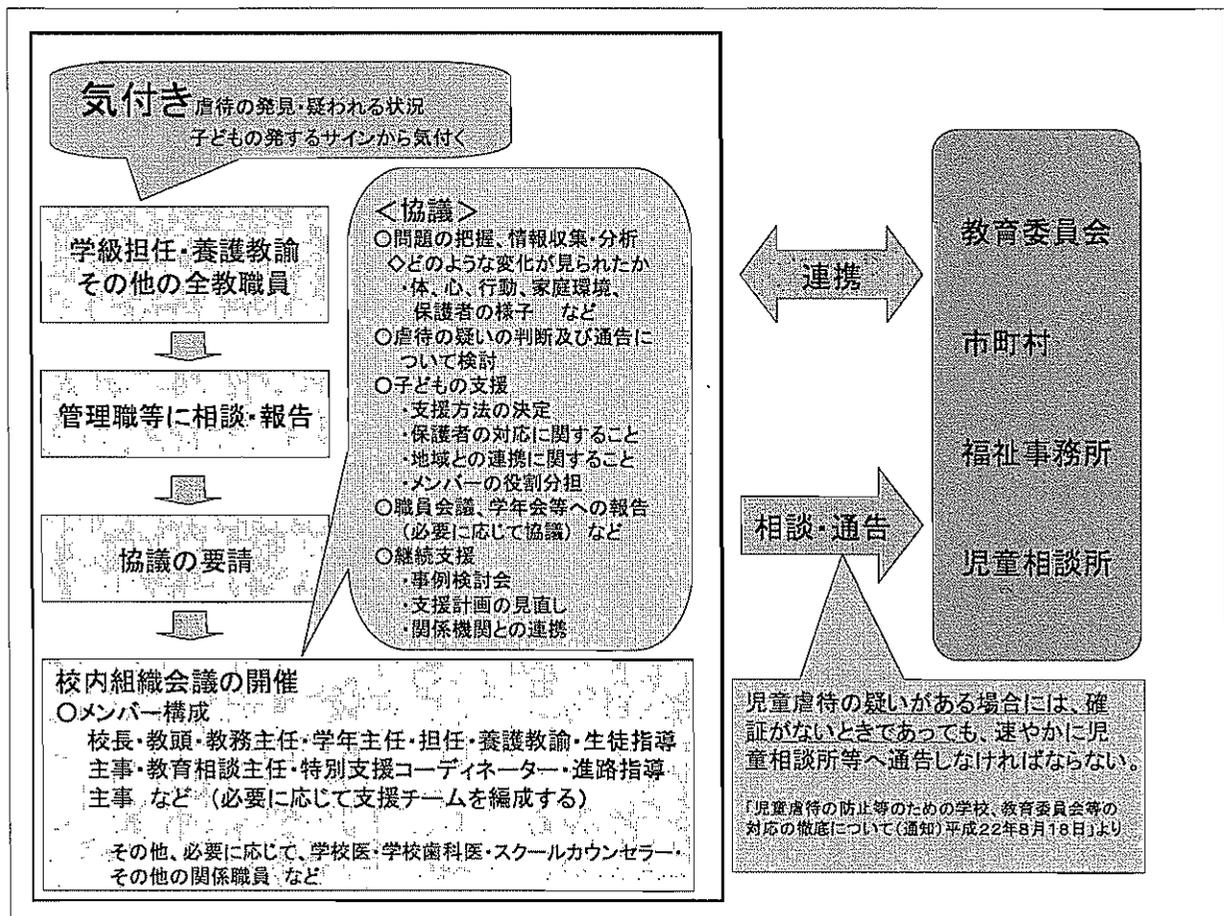
平成21年度 中途退学者事由別(全日制)

事由	人数	%
学業不振	29	7.3
学校生活・学業不適応	187	46.8
もともと高校生活に熱意なし	112	28.0
授業に興味がない	15	3.8
人間関係がうまく保てない	91	7.8
学校の雰囲気合わない	13	3.3
その他	16	4.0
進路変更	98	24.5
別の高校への入学を希望	19	4.8
専修・各種学校を希望	5	1.3
就職を希望	53	13.3
大検を希望	13	3.3
その他	8	2.0
病気・けが	21	5.3
経済的理由	4	1.0
家庭の事情	21	5.3
問題行動等	26	6.5
その他の理由	14	3.5
合計	400	

市町村・児童相談所における相談援助活動系統図（「児童相談所の運営指針について」より）



校内における児童虐待対応の流れ（例）「養護教諭のための児童虐待対応の手引き（文部科学省）」より





21文科初第777号
平成22年3月24日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学大臣政務官 高井 美穂



(印影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成20年度には4万2千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実を努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

記

1 学校等における対応について

- (1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）
児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。
- ② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）
健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

(2) 児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

(3) 通告後の関係機関との連携

- ① 定期的な情報提供について（児童虐待防止法第13条の3関係）
児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（21文科初第775号。平成22年3月24日。）を踏まえ、適切な運用に努めること。
- ② 緊急時の対応について（児童虐待防止法第6条第1項関係）
上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を守ることなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

2 教育委員会等の責務について

(1) 関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第4条第1項関係）

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

- (2) 教職員に対する研修の充実（児童虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係）
- 学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。
- ① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について
- 学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成21年5月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」（CD-ROM）が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。
- ② 関係機関と連携した研修の活用について
- 児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。
- (3) 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証（児童虐待防止法第4条第5項関係）
- 地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。
- また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。
- 3 要保護児童対策地域協議会への積極的参画について（児童虐待防止法第5条第2項関係）
- 要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）は、平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課されるなど、児童虐待の防止等を図る上で重要な役割を担うものとなっている。
- 児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力する必要があることから、各学校、教育委員会等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。



21文科初第775号
平成22年3月24日

(別添1)

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学大臣政務官 高井美穂



(印影印刷)

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、重大な児童虐待事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた幼児児童生徒の適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところです。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待により小学校1年生の児童が亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところです。

このたび、このような観点を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添1のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成しましたので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、上記指針の内容について御了知いただくとともに、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、御指導をお願いします。

なお、本件については、別添2のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局長からも、各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長に対し、通知されておりますので申し添えます。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2（1）及び（2）に定める幼児児童生徒

等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合の) 家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校及び保育所を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課(以下「教育委員会等」とする。)に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼があった期間内において、定期的により上記3に定める定期的な情報提供を書面にて

行う。

(2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を持つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース(上記2(2)の場合を除く。)について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に(例えば3か月に1度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所か

ら更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(別添2)

雇児発0324第1号
平成22年3月24日

各 { 都道府県知事
指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、児童虐待による死亡事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところである。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待が疑われる小学校1年生の子どもが亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところである。

こうした指摘を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(以下「本指針」という。)を作成したので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、本指針の内容について御了知いただくとともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等への周知を図られたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

また、本件については、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので申し添える。

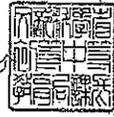


2:2 初児生第20号
平成22年8月13日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

磯谷 桂



(甲影印図)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）

標記の件については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け文科初第7-7-7号文部科学省大臣政務官通知）において、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、東京都の高等学校で、生徒の虐待が疑われながら、管理職自らが児童相談所等へ通告していなかったという事案が発生しました。

つきましては、学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があるほか、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかに児童相談所等へ通告しなければならないこと等について、改めて、上記通知の内容を所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底するようお願いいたします。

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

TEL: 03-5253-4111（内線3299）

（参考）

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

6 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」の策定に向けた進捗状況について

1 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」について

本県のスポーツを総合的に推進するための基本的な計画として策定した「第6次三重県スポーツ振興計画」（平成19年度～平成22年度）が最終年度となるため、現在、次期の計画となる「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」（以下、「次期スポーツ振興計画」という。）の策定作業を進めています。

（1）計画期間

平成23年度から平成26年度までの4カ年とします。

（2）諸計画との関係

①「スポーツ振興基本計画」

スポーツ振興法第4条第3項に基づき策定するもので、国の「スポーツ振興基本計画」を参しゃくした三重県の行動計画とします。

②「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）」

県の総合計画「県民しあわせプラン」の基本理念及び政策の方向、ならびに現在策定中の「第三次戦略計画（仮称）」におけるスポーツに関する施策との整合を図ります。

③「次期教育振興ビジョン（仮称）」

現在策定中の「次期教育振興ビジョン（仮称）」におけるスポーツに関する施策との整合を図ります。

2 三重県スポーツ振興審議会等の開催状況について

「次期スポーツ振興計画」の策定にあたっては、平成21年12月21日に三重県スポーツ振興審議会へ「『第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）』の在り方について」を諮問しました。

審議会では、審議における深化・充実を図るため、「『第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）』策定作業部会」（以下、「作業部会」という。）を設置し、現行計画の取組状況（成果や課題）について検討を行いました。（別紙1「『第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）』策定までのスケジュール」参照）

- ・ 審議会 2回開催
- ・ 作業部会 3回開催

3 審議内容について

現行計画に位置づけられている「①学校体育・スポーツの充実」「②地域における生涯スポーツの推進」「③競技スポーツの充実」「④スポーツ振興の基盤の充実」の4つの具体的な方策について、成果と課題を検証しました。(別紙2「第6次三重県スポーツ振興計画 体系図」参照)

主な内容は次のとおりです。(○：成果、●：課題)

①「学校体育・スポーツの充実」

(児童生徒自らが体を動かすことに意欲的になる授業づくり)

- 体育の授業における教員の指導力を充実させるための研修会等を行い、子どもたちの運動機会の拡充等を図りました。
- 小学校に体育活動サポート員を配置することにより、体育の授業が充実するとともに、休み時間等に外に出て体を動かす子どもが増えました。
- 子どもたちが意欲的・主体的に運動に親しめるよう、体育活動サポート員や地域の指導者を活用して、学校における体育の授業・体育的行事や運動部活動等のさらなる充実を図る必要があります。
- 学校における新体力テストの継続的な実施とその結果の有効活用を進め、子どもの体力向上に取り組んでいくことが必要です。

(運動部活動の活性化)

- 地域のスポーツ人材を外部指導者として派遣するなど運動部活動への支援を行いました。
- 顧問や外部指導者を対象とした研修会の開催を充実することにより、生徒への指導力の向上を図ることができました。
- 運動部活動の充実を図るため、さらなる地域のスポーツ人材の活用を促進する必要があります。
- 指導者研修会の充実を図り、より高いレベルでの運動部活動の実施を目指す必要があります。

②「地域における生涯スポーツの推進」

(総合型地域スポーツクラブの育成支援)

- 総合型地域スポーツクラブの創設に向けた支援を行い、県内23の市町にクラブが創設され、県民が気軽にスポーツに親しむ基盤づくりが進みました。
- クラブ指導者等を対象とする講習会を開催することにより、指導者等の資質の向上とクラブ間の交流が図られました。
- クラブでは、さまざまな運営上の課題を抱えており、今後は、未設置の町へのクラブ創設の支援とともに、クラブの安定した運営に向けた一層の支援強化が必要です。

(スポーツ指導者の養成・確保)

- スポーツ指導者の資格取得講習会を開催し、レクリエーションインストラクター等のスポーツ指導者の養成を行いました。
- 各関係団体と連携しながら、さらなる指導者の養成・確保に努めるとともに、養成した指導者の有効活用を推進することが必要です。

③「競技スポーツの充実」

(競技力の向上)

- 三重県体育協会や各競技団体等と連携し、「トップアスリート養成事業」や「競技力向上特別事業」等競技力向上に向けた取組を進めたことにより、全国大会で入賞を果たす本県のスポーツ選手数が増加しました。
- 国民体育大会における総合成績は低迷しており、本県の競技スポーツは近隣県と比較して低い水準にあります。今後は、指導者の確保・養成やジュニア選手の発掘・育成等により、関係団体と連携しながら一層の競技力の向上に取り組む必要があります。

(スポーツ医・科学の活用とスポーツ情報の収集・提供)

- スポーツ医・科学に関する研究成果や最新の情報などを幅広く収集し、三重県体育協会等と情報共有を図りました。
- 三重県体育協会の医・科学委員会の協力を得ながら、競技団体の競技力向上の取組に対し、スポーツ医・科学サポートを行うことが重要です。

④「スポーツ振興の基盤の充実」

(スポーツ施設の整備運営)

- 県営スポーツガーデンの施設整備を行うとともに、県営総合競技場の改修などを進めてきました。
- 指定管理者制度の導入により、効率的な施設運営や利用者へのサービス向上が進み、県営スポーツ施設の利用者が増えました。
- 県民が利用しやすい県営スポーツ施設となるよう、施設改修・機器備品の更新等について、重要度を判断し効率的な維持管理に努めることが必要です。
- 「三重県営スポーツ施設整備方針（S63 策定）」は策定から 20 年以上が経過しており、県営スポーツ施設が県民にとってより使いやすいものとなるよう、整備方針の見直しが必要です。

4 今後のスケジュールについて

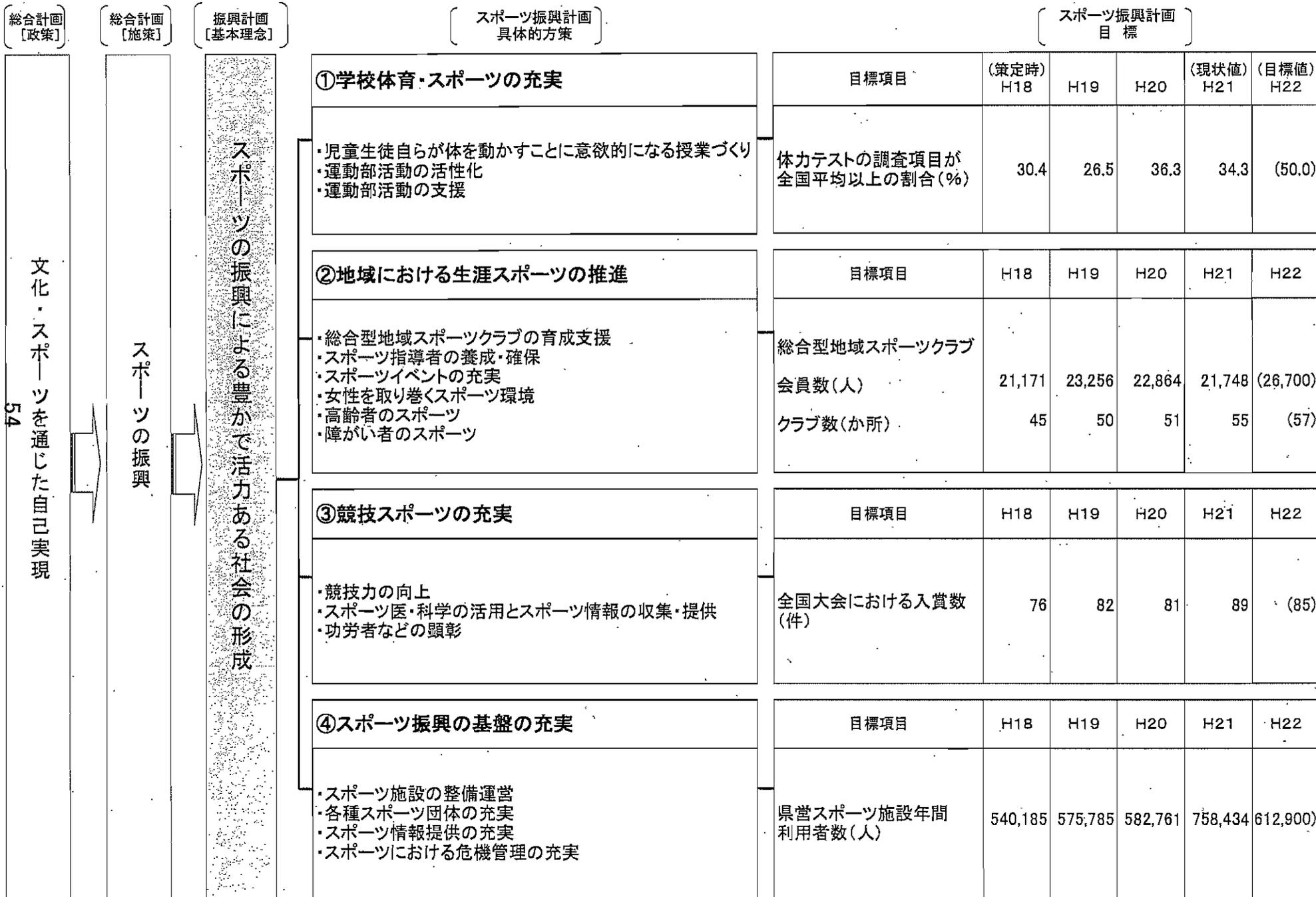
今後のスケジュールは次のとおりです。

- ・平成 22 年 10 月：骨子案の策定
- ・平成 22 年 12 月：中間案の策定
- ・平成 22 年 12 月
～平成 23 年 1 月：パブリックコメントの実施
- ・平成 23 年 2 月：最終案の策定
- ・平成 23 年 3 月：計画確定、公表

○「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」策定までのスケジュール

開催月	三重県スポーツ振興審議会・作業部会	議 会
21年度 1 2	<p>●平成21年度 審議会（12月21日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問「『第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）』の在り方について」 ・「第6次三重県スポーツ振興計画」の進捗状況について 	
22年度 4		
5	<p>●平成22年度第1回審議会（5月14日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第6次三重県スポーツ振興計画」の進捗状況について ・「次期スポーツ振興計画」の策定計画について ・作業部会の設置について 	<p>■議会への報告 (5/27)</p>
6		
7	<p>○第1回作業部会（7月1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第6次三重県スポーツ振興計画」の検証について <p>○第2回作業部会（7月21日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次期スポーツ振興計画」の基本的な考え方について 	
8	<p>●平成22年度第2回審議会（8月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第6次三重県スポーツ振興計画」の検証について ・「次期スポーツ振興計画」の基本的な考え方について 	
9	<p>○第3回作業部会（9月16日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次期スポーツ振興計画」の骨子（案）について 	

開催月	三重県スポーツ振興審議会・作業部会	議 会
1 0	<input type="checkbox"/> 第4回作業部会 (10月下旬) ・「次期スポーツ振興計画」の骨子(案)について <input checked="" type="checkbox"/> 平成22年度第3回審議会 (10月下旬) ・「次期スポーツ振興計画」の骨子(案)について	<input checked="" type="checkbox"/> 議会への報告 (10/7)
1 1	<input type="checkbox"/> 第5回作業部会 (11月中旬) ・「次期スポーツ振興計画」の中間(案)について	
1 2	<input type="checkbox"/> 第6回作業部会 (12月初旬) ・「次期スポーツ振興計画」の中間(案)について <input checked="" type="checkbox"/> 平成22年度第4回審議会 (12月初旬) ・「次期スポーツ振興計画」の中間(案)について	<input checked="" type="checkbox"/> 議会への報告
1	<input type="checkbox"/> <u>パブリックコメントの実施</u> 《12月初旬～1月初旬》 <input type="checkbox"/> 第7回作業部会 (1月中旬) ・パブリックコメントを受けた修正案について	
2	<input type="checkbox"/> 第8回作業部会 (2月中旬) ・パブリックコメントを受けた修正案について ・「次期スポーツ振興計画」の最終(案)について <input checked="" type="checkbox"/> 平成22年度第5回審議会 (2月下旬) ・「次期スポーツ振興計画」の最終(案)について	
3	・答申『第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)の在り方について』 <input type="checkbox"/> 教育委員会での決定 【「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」の確定、公表】	<input checked="" type="checkbox"/> 議会への報告



7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名: 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	県営鈴鹿スポーツガーデン(鈴鹿市御園町1669番地)、県営総合競技場(伊勢市宇治館町510番地)
指定管理者の名称等	三重県体育協会グループ 代表者 財団法人三重県体育協会 理事長 田中敏夫 (鈴鹿市御園町1669番地 県営鈴鹿スポーツガーデン内)
指定の期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 事業の実施に関する業務 ② 施設等の利用の許可等に関する業務 ③ 利用料金の收受等に関する業務 ④ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤ スポーツガーデン及び総合競技場の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B		可能な限り一般利用者が施設を利用できるよう競技団体へ協力依頼し調整を行うなど、多くの県民が利用できるような配慮した運営を行っている。 また、多くのスポーツ教室を開催するなど、県民が気軽にスポーツに親しめる施設としての機能の維持向上に努めるとともに、良好な施設環境を確保するため、県と協議のうえ独自に備品の整備等を実施し、利用者の利便性向上に努めていると評価できる。
2 施設の利用状況	B		休業日の縮小及び営業時間の延長を行うとともに、総合競技場の陸上競技場における営業時間の延長(5月～9月)を継続するなど、利用者サービス及び利便性の向上に努めている。 また、これらとあわせて、定期券制度(水泳場及び鈴鹿スポーツガーデン体育館トレーニングルーム)の継続やガーデンフェスタ及び総合競技場感謝フェスティバルなどの施設無料開放イベントを開催するなど、利用者数及び利用料金収入の増加に努めていると評価できる。
3 成果目標及びその実績	B		休業日の縮小及び営業時間の延長などの利用者サービスの向上等により、利用者数及び利用料金ともに目標を上回る実績を達成しており、また大会開催数についても目標を上回る実績を残していることから、成果目標を達成していると評価できる。

※「評価の項目」の県の評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者から提出される各月の利用状況報告、管理事務所への聞き取りや施設の現場確認等から、競技団体等との利用調整、利用許可や料金收受、施設の維持管理及び修繕等に関する業務を適切に実施している。また、利用規定について可能な限り利用者の要望に対応できる部分は改定を行い、より利用しやすい施設の提供に努めるとともに、各種講習会等に職員を派遣し人材育成を図るなど円滑な施設運営を実施するための体制確保に努めている。 利用者の安全対策や利便性の向上に配慮し、適切に修繕等を実施している。また、平成21年度においては、より良好な施設環境を提供するため備品の整備等を実施しており、利用者の利便性向上に努めていると評価できる。 危機管理の取組として、危機管理マニュアルを随時更新し、消防訓練等を実施している。また、情報公開に関するスタッフの教育研修を実施しており、適正に対応できる体制を整備している。個人情報保護方針をホームページに掲載しているほか、教室申込書などに個人情報の取扱を記載するよう指導している。また、指定管理者が保管している個人情報についても適切に取り扱っていると認められる。 利用者ニーズの高いスポーツ教室を多数開催して生涯スポーツの推進に貢献するとともに、「ガーデンカップ大会」を開催するなど、県民がスポーツに親しめる機会の充実を図っている。また、競技団体と連携し大規模なスポーツ大会の開催を行うなど、多様なニーズに応える努力を行っているとの評価できる。 休業日の縮小及び営業時間の延長を行っており、利用者サービス及び利便性の向上に努めていると評価できる。 成果目標については、総合競技場及び鈴鹿スポーツガーデンともに両項目(利用者数及び大会開催数)とも達成していることから、指定管理者としての経営努力が着実になされていると評価できる。今後の課題としては、自主事業のさらなる充実など目標達成に向けた取組を継続していく必要がある。
--------	--

指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称:三重県体育協会グループ

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①:三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場事業の実施に関する業務

- ・管理施設を利用する競技団体等との利用調整会議を開催し、各種県大会の開催及び円滑な運営に努めた。
- ・利用規程を定め、施設及び設備の利用許可業務を適正に行った。また、利用規程は所管課の承認を得たうえで随時改定を行い、可能な限り利用者の要望等に対応を行うことで利用しやすい施設の提供に努めた。
- ・業務上必要となる職員スキル向上のため、講習会の開催又は講習会への派遣を行った。
- ・円滑な施設運営を行うために、各委託事業所との連携強化を図ることを目的とした施設運営連絡会議を定期的に開催した。
- ・利用拡大を目的とした広報活動として、ラジオ放送への出演、イベントチラシの市報への折込などを行い施設PRに努めた。
- ・常設のひと声カードやアンケートなどを通して利用者の意見要望を収集し、対応に努めた。なお、対応できない部分は対応できない理由を添えて回答を行った。

②:施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・職員の日常点検、外部委託事業所の検収を行うことで異常箇所の早期発見に努め、利用者に影響がある箇所は優先して修繕を行った。
- ・良好な施設の提供やサービス向上のため、100万円以上の修繕又は改修について県と協議を行った。
- ・大規模改修の予定や過去の修繕状況を考慮して計画的な修繕を実施した。
- ・現在の設備状況及び過去の修理状況を踏まえ、中長期修繕計画を作成し、修繕が必要となる箇所等を三重県教育委員会へ報告した。
- ・収支状況を考慮しながら、必要競技器具の補充及び修繕を実施した。

③:県施策への配慮に関する業務

- ・施設の特性を活用した大規模大会が開催できるよう各競技団体と調整を行い、大会の開催及び誘致に努めた。
(大規模大会:サッカー天皇杯1回戦・ラグビートップリーグ(2試合)他)
- ・生涯スポーツの推進のため、主催教室(スポーツ教室)や各種大会を開催した。
(ア)三重県営鈴鹿スポーツガーデン
 - ・スポーツ教室は172講座/延べ19,414名の参加。
 - ・4施設(6種目)で児童から一般まで参加可能な「ガーデンカップ大会」を開催し、平成20年度からシニアを対象とした「ガーデンシニア大会」及び登録サークルを対象とした「サークル交流戦」を開催した。
- (イ)三重県営総合競技場
 - ・スポーツ教室は57講座/延べ1,288名の参加。
 - ・昨年度に続き美三国三重市町対抗駅伝のゴール地点として多くの観客が詰めかけた。
- ・小さい子どもを連れて来場した方の利便性向上として、空き部屋をキッズスペースとして提供した。(スポーツガーデンのみ)
- ・事務用品などはグリーン購入商品を可能な限り選定し、購入を行った。
- ・スポーツを通じた青少年の健全育成に寄与できるよう、施設無料開放や体験会を開催し、スポーツにふれる機会を提供した。

④:情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開については、財団法人三重県体育協会情報公開実施要領を平成12年に策定しており、これに基づき対応を行っている。
- ・個人情報については、財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領を平成17年5月に策定しており、これに基づき個人情報の取扱を行っている。
また、個人情報保護方針のホームページ掲載、教室申込書などには個人情報の取扱について明示している。
各施設で保管している施設利用申請書、スポーツ教室参加者名簿、施設顧客名簿等の個人情報が記載された文書や電子データが外部へ漏洩しないように職員一同で厳重に注意し、取扱を行っている。
- ・平成21年度における情報開示請求は無く、個人情報の漏洩も無かった。

⑤:その他の業務

- ・利用拡大の一環として、近隣企業などの福利厚生施設として利用提携を継続して行った。
- ・地域との連携強化として、両施設が設置された各市が開催するイベントの積極的な受入を行った。
- ・地域住民のイベント参加を図るため、市内各地区市民センターへのポスター掲示を行った。

⑥:特記事項

- (ア)三重県営鈴鹿スポーツガーデン
サッカーラグビー場の人工芝供用開始とラグビートップリーグ開催(2試合)によって大幅な利用者数増となった。テニスコート人工芝改修を行ったが、一般開放を行いながら改修を行うことで減収を抑制することができた。
- (イ)三重県営総合競技場
21年度は、世界新体操選手権、第62回式年遷宮 西条だんじり奉納、第33回全国高等学校総合文化祭及び神宮等による使用があり、利用者増の一因となった。
体育館本館改修工事(5月~7月)で、収入及び利用者数の減少が予想されたが、大規模大会等により過去最高の増収を達成することができた。

(2)施設の利用状況

(ア):三重県営鈴鹿スポーツガーデン	目標人数	実績人数	目標大会数	大会実績
	366,000人	438,817人	300回	376回
(イ):三重県営総合競技場	目標人数	実績人数	目標大会数	大会実績
	222,500人	289,774人	200回	242回

2 利用料金の収入の実績

指定管理施設収入実績	163,582,446
内訳	
三重県営鈴鹿スポーツガーデン	127,934,672
施設使用料収入	97,525,510
参加料収入	20,285,500
その他収入	10,123,662
三重県営総合競技場	35,647,774
施設使用料収入	24,562,165
参加料収入	6,541,650
その他収入	4,543,959

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	398,792,000	事業費	28,120,654
利用料金収入	122,087,675	管理費	502,511,596
その他の収入	41,494,771	その他の支出	11,629,401
合計(a)	562,374,446	合計(b)	542,261,651
収支差額 (a)-(b)	20,112,795		

※参考

利用料金減免額	2,386,710
内訳	
スポーツガーデン	2,354,780
総合競技場	31,930

4 成果目標とその実績

成果目標	(1)スポーツガーデン 利用者数 366,000人 大会数 300回 (2)総合競技場 利用者数 222,500人 大会数 200回
成果目標に対する実績	(1)スポーツガーデン 利用者数 438,817人 大会数 376回 (2)総合競技場 利用者数 289,774人 大会数 242回
今後の取組方針	(1) 全施設共通の問題点として平日午後の時間帯に利用されていないケースが多いことから、空いている時間帯に主催教室を開催するなど施設の有効活用や、維持管理作業を空いている時間に行うなど状況に合わせ効果的な施設運営を行っていく。 (2) 複合施設でありながら各施設単独での利用が多いため、それぞれの施設の長所を生かした主催事業プログラムやイベントの企画について引き続き検討を進める。なお、平成21年度においては複合型イベントを実施している類似施設の視察を行った。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	(1) 営業時間の拡大及び休業日の縮小によって利用者数を増加させることができた。 (2) 業務委託の一部仕様見直しを行った。 (3) 利用者数が増加したことにより、一般利用と競技団体利用との調整が必要となった。 特に競技繁忙期と一般利用繁忙期は同時期となるため、競技団体へ協力を依頼し、可能な限り一般開放を行えるよう調整を行った。 (4) 地域との連携強化のため、イベント会場として施設利用ができるよう調整を行った。
2 施設の利用状況	B	三重県営鈴鹿スポーツガーデン ・水泳場では、宿泊施設(スポーツマンハウス鈴鹿)の完成に伴い県外からの利用者が多くなった。 庭球場では、人工芝改修工事期間中も安全対策を行い、利用開始時間の前倒し等の対応を行うことで大会及び一般利用の確保に努めた。 ・体育館のトレーニング室は、水泳場トレーニング室の規模縮小に伴う利用者の移動によって利用者数が増加した。 ・1月頃までは体育館のフットサル利用とサッカー場人工芝の利用者が多かったが、年度末に入ると若干利用者数の落ち込みが見られた。 三重県営総合競技場 体育館、トレーニングセンターでは、本年度営業時間の延長と健康増進への気運の高まりで利用者数及び施設使用料が大幅に増加した。
3 成果目標及びその実績	B	営業時間の拡大及び休業日の縮小等によって、過去最高収入及び最高利用者数となった。

※評価の項目「1」の評価：

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	休業日の縮小などによって利用可能な時間が増加したことにより定期券購入者が増えたこと、及び利用時間の延長を行ったことにより夜間利用者が増加したことは、利用者サービスの向上と収入増加に効果があったと思われる。 しかし、利用者が増える一方で、競技施設という特性上県内の主要な大会が集中し、一般利用者への影響も大きいため、今後は、一般利用者と競技団体との調整が必要になってくる。 競技団体は、グループ代表の財団法人三重県体育協会に加盟する団体であることから、連携を取りながら調整を行いたい。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名: 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県営松阪野球場 (松阪市立野町1370番地)
指定管理者の名称等	松阪市 市長 山中 光茂 (松阪市殿町1340番地1)
指定の期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 施設等の利用の許可等に関する業務 ② 利用料金の收受等に関する業務 ③ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ④ 野球場の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B		松阪野球場が所在する中部台運動公園と一体的に管理することで、効率的に管理業務を行い、良好な競技環境を確保しながら施設利用の提供に努めていると評価できる。
2 施設の利用状況	B		主として高校野球の会場として利用されているが、施設利用の提供にあたっては、効率的な施設利用が可能となるよう関係競技団体等と利用調整を行っている。施設利用回数の目標は達成していないものの施設利用人数の目標は達成しており、市ホームページや広報紙などによる情報提供については評価できる。
3 成果目標及びその実績	C		利用回数は成果目標を達成できなかったものの、利用者数は成果目標を達成できた。利用者数は平成20年度を上回ったことから、効率的な施設提供に努めていると考えられるが、成果目標を達成するために、より一層の利用拡大に向けた取組が必要である。

※「評価の項目」の県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者から提出される各月の利用状況報告、管理事務所への聞き取りや施設の現場確認等から、施設の適切な管理運営に努め、良好な競技環境を維持して円滑に施設の提供を行っている。 ・施設内において不必要な箇所の消灯を徹底し節電に努めるほか、廃棄物の分別徹底など省エネ推進・環境負荷を軽減する活動について適切に行っている。 ・円滑な試合運営を行うために必要な放送設備及びスコアボードの保守点検を実施するとともに、良好なグラウンド状態を維持するため不陸修正工事を実施するなど適切な維持管理に努めている。また、芝管理・清掃等の施設管理業務については、中部台運動公園内の他施設と一体発注することで経費節減を図っている。 ・施設を効率的に提供するため利用者間の調整に努めるとともに、利用者の要望等について誠実に対応している。また、利用回数については目標数値に及ばなかったものの、高校野球春季東海大会が開催されたこともあり利用者数については前年度より増加していることから、利用拡大に向けた取組については一定の成果があったと評価できる。 ・目標数値の達成に向けて良好な利用環境を維持する必要がある。また、特に平日の利用促進を図ることが重要であることから、各種団体への働きかけや広報活動を活発に行うなど、より一層施設の利用拡大に向けた取組を充実させる必要がある。
--------	---

指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称: 松阪市

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 施設の提供に関する業務

・指定管理者として、年度協定書に則った業務を実施しており、スポーツシーズンが集中する時期についてはできるだけ多くの方がご利用いただけるように利用団体、関係機関等と利用調整会議を行い、効果的な施設提供に努めた。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・グラウンドの不陸修正、芝管理など良好な競技及び観戦の環境維持を行った。

③ 県施策への配慮に関する業務

・大会等利用中も含めて必要な箇所のみ点灯とするなど省エネ対策に努めたほか、飲料容器等のごみの分別・リサイクルなど環境保全活動を行った。
・人権尊重社会を目指し、職員の意識向上を図るため研修会を実施した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

・情報公開については、三重県営松阪野球場の管理に関する情報公開実施要領を定め対応している。21年度に於いて公開請求はなかった。個人情報保護については、松阪市個人情報保護条例に基づき実施している。

⑤ その他の業務

(2) 施設の利用状況

103件 28,901人

2 利用料金の収入の実績

103件 1,370,640円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	0	事業費	0
利用料金収入	1,370,640	管理費	10,726,315
その他の収入	9,355,675	その他の支出	0
合計 (a)	10,726,315	合計 (b)	10,726,315
収支差額 (a)-(b)	0		

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	施設利用者数 24,000人 施設利用回数 130回
成果目標に対する実績	施設利用者数 28,901人 施設利用回数 103回
今後の取組方針	安全、快適な施設を提供するため、良好な競技環境を維持するとともに、今後より一層サービスの向上や広報の充実に努め、利用者の拡大を図る必要があります。また、平日利用の促進に努めます。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	グラウンドの不陸修正を年2回実施し良好な競技環境を維持したほか、円滑な試合運営のため、放送設備及びスコアボード操作の保守点検を実施し適切な管理に努めた。
2 施設の利用状況	B	利用者数は、平成20年度に比べ、4,992人(20.9%)増加した。要因としては、平成21年5月22日～24日財団法人日本高等学校野球連盟の東海大会の開催によるものです。
3 成果目標及びその実績	C	施設利用者数については、成果目標に対して120.4%となり、目標達成となった。施設利用回数については、成果目標に対して79.2%となり、目標未達成となった。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<p>指定管理者として、年度協定書に則った業務を実施しており、特に高校野球大会(春・夏・秋)の運営にあたっては円滑に実施できるよう利用団体、関係機関等と利用調整会議を行い、利用者に平等な施設提供を行った。また、グラウンドの不陸修正、芝管理など良好な競技及び観戦の環境維持に努めた。</p>
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名: 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県営ライフル射撃場(津市中村町国主谷)
指定管理者の名称等	三重県ライフル射撃協会 会長 河野肇(津市大門10番1号)
指定の期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①施設等の利用の許可等に関する業務 ②利用料金の収受等に関する業務 ③施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ④射撃場の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B		施設設備の日常・定期点検を行い、また軽微な補修については早急に対応すること等により、利用者が安全で快適な環境で競技を行うことができるよう努めていると評価できる。
2 施設の利用状況	B		競技大会や練習会等の会場として利用されており、利用料金体系の見直しもあり、利用者数は平成20年度と比較して18人(1.9%)の微増となった。 ビームライフル体験会を開催しライフル競技に親しむ機会を提供し、また関係団体に利用の働きかけを行うなど利用者の増加について努力していると評価できる。
3 成果目標及びその実績	B		利用料金体系の見直しもあり、成果目標の利用者数800人に対して、利用者数は942人(達成率117.8%)となり、平成20年度に引き続き成果目標を達成できたと評価できる。

※「評価の項目」の県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	<p>・指定管理者から提出される各月の利用状況報告、協会事務局への聞き取りや施設の現場確認等から、施設の適切な管理運営に努め、安全で良好な競技環境を維持して円滑に施設の提供を行っている。</p> <p>・施設周辺的环境保全を図るため、標的交換機の適正なメンテナンスの実施により鉛害防止に努めるとともに、安全確保のため関係法令や利用規定の遵守徹底を行っている。</p> <p>・施設の維持管理においては、協会員の手作業により清掃や定期点検、軽微な補修を行うなど経費の削減に努めている。また、近隣からの施設の維持管理に関する要望に対しても迅速に対応している。</p> <p>・ビームライフル体験会を開催することによりライフル競技に親しむ機会を提供し、また新規利用者確保に向けて近隣府県の射撃団体や市町射撃協会への利用促進の働きかけを行うなど利用拡大に向けた取組を行っている。</p> <p>・利用料金体系の見直しもあり、平成21年度は利用者数942人となり、平成20年度に引き続き成果目標を達成することができたが、今後も利用者数の確保に向けてより一層利用促進への取組を充実させる必要がある。</p>
--------	---

指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称:三重県ライフル射撃協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①施設の提供に関する業務

- 施設の提供、施設の利用許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務を実施した。
- ・施設の提供に際しては、銃の管理及び安全確保について適宜指導を行った。
 - ・施設の利用許可については、利用規定を定めて利用者に提示し、適正に実施した。
 - ・利用料金の収受は、現金収受・前納により適正に行った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- 当年度に実施した修繕
- ・特になし

③県施策への配慮に関する業務

- ・鉛害防止のため、標的交換機の弾頭処理を適正に行った。(持続可能な循環型社会の創造)
- ・ビームライフル体験会によりライフル競技に親しむ機会を提供した。(スポーツ振興)

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開実施要領を定め、情報公開請求に対応できる体制を整えた。なお、情報公開に関する請求・対応の実績はなかった。
- ・個人情報保護については、利用申請書等対象文書を厳重に取り扱い、保管している。

⑤その他の業務

- ・事故等の報告
今年度管理施設における事故等はなかった。
- ・苦情・要望等への対応状況
近隣から要望のあった射撃場の駐車場等の草刈等については、早急に対処した。
利用者から感想要望等を直接聞き取った。施設・設備の改善要望が多く、手作業で可能なものについて対処した。

(2)施設の利用状況

- ・開場日数 181日
- ・利用申請件数 514件
- ・利用者数 942名 (目標値800人に対し、117.8%の達成状況)

2 利用料金の収入の実績

平成21年度収入実績 674,450円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	500,000	事業費	0
利用料金収入	674,450	管理費	754,119
その他の収入	140	その他の支出	0
合計 (a)	1,174,590	合計 (b)	754,119
収支差額 (a)-(b)	420,471		

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	施設利用者数 800名
成果目標に対する実績	施設利用者数 942名
今後の取組方針	<p>今後はホームページの内容を充実させ広く県民に射撃場の存在をアピールし利用促進する。</p> <p>また他の射撃関係団体との連携で新規の利用者の獲得を目指す。</p>

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	軽微な修繕、標的交換機のメンテナンス等を随時行い、安全で快適な環境で競技できるよう維持管理を行った。 平成22年度は特に大きな大会も無く射撃場の整備も最小限に押さえ、平成23年度に予定されている東海ブロック大会に向け、平成23年度は集中整備し大会の開催に備える。
2 施設の利用状況	B	近隣府県への射撃協会への案内状送付、ビームライフル体験会など利用促進に努め、料金体系の見直しもあって、目標値の利用者を獲得する事が出来た。 今後も利用者の方に快適に利用していただけるよう施設の改善に努める。
3 成果目標及びその実績	B	利用者数は、目標値800人に対し、実績942名 117.8%の達成状況であった。 他の射撃関係団体との利用拡大についての協議を進めることができたが、結果として、平成21年度は利用していただけなかった。継続して働きかけていく予定である。

※評価の項目「1」の評価：

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は料金体系の見直しの成果が微増ではあるが利用者増を達成した。 ・平成20年度につづき平成21年度も施設利用者800名を超え、目標を達成出来た。 ・ホームページを開設したが、今後内容を充実させ県民の方へのアピールに努めたい。 ・新規の利用者確保の為、他の射撃関係団体に引き続き利用の検討を働きかけていく。 ・今後も引き続き県外の方に利用を呼びかけるほか、大会開催についても検討していきたい。 ・限られた予算の中ではあるが、利用者の方に快適に利用していただけるよう、施設の改善を少しでも進めていきたいと考えている。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名:教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	財団法人三重県体育協会 理事長 田中敏夫 (鈴鹿市御園町1669番地 県営鈴鹿スポーツガーデン内)
指定の期間	平成21年4月1日～平成25年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①青少年センター条例第2条で規定する事業(青少年の施設等の利用及び指導、青少年の研修等)の実施に関する業務 ②青少年センターの施設、設備、及び器具の利用の許可に関する業務 ③青少年センターの利用料金の収受等に関する業務 ④青少年センターの管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤青少年センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B		宿泊利用料を通常料金とオフ料金の2体系に設定することによる閑散期の利用促進、2交代制の勤務体制の導入による利用受付時間の拡大により、利用者サービスの向上に努め、さらに、需用費等のコスト削減を図り、効果的・効率的な管理運営を図っている。また、省エネ対策等の環境保全活動を行っていることなど、県施策への貢献に努めている点と合わせて評価できる。
2 施設の利用状況	B		4～8月等の休業日の営業、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とする主催事業の実施、利用者の研修ニーズに合わせて豊富な知識や技能・経験を有するボランティアによる活動支援など、サービスの向上に努め利用者の増加を図っている点が評価できる。
3 成果目標及びその実績	B		緊急経済対策として実施した大規模改修による施設の利用制限や、新型インフルエンザによる影響があったため、施設稼働率及び施設延利用者数が目標数値に達しなかったものの、指標として重要と考える利用者満足度が成果目標を上回る高い数値を示していることから、全体として当初の目標は達成していると評価できる。

※「評価の項目」の県の評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	<p>・指定管理者から毎月及び四半期毎に提出される業務報告書により、施設の管理運営や事業実施の状況、あるいは利用者の満足度等を確認したところ、事業計画に基づき適切な管理運営が行なわれている。</p> <p>・入浴時間の延長、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とする11の主催事業の実施、豊富な知識や技能・経験を有する77名のボランティアによる活動支援、学校行事として利用する場合の引率者料金の減免、3歳以下の乳幼児の利用料金免除、2交代制勤務による利用受付時間の拡大及び閑散期の宿泊料の設定など、利用者サービスの向上を図った。 また、次世代育成支援の一環としての託児室の設置、「チーム・マイナス6%」への参加による省エネ対策等の環境保全活動の実施など、県施策に貢献している。</p> <p>・需用費等の経費削減に努める一方、十分な修繕予算の計上により修繕を迅速に実施するなど、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう努めている。</p> <p>・危機管理の取組として、職員全員に危機管理マニュアルの携帯を義務付けるとともに、年2回の消防訓練の実施やAEDの取扱講習を含む救命救急講習への参加など、職員の危機管理意識の向上に努め、利用者の安全管理を図っている。</p> <p>・緊急経済対策で実施した宿泊棟等の大規模改修による利用制限や新型インフルエンザの流行による影響により、施設稼働率及び施設延利用者数が目標数値に達しなかったが、利用者の意見や要望に誠実に対応し、利用者満足度は目標数値を上回った。</p> <p>・以上のことから、当施設は指定管理者の努力によって利用者の視点に立ち使いやすい施設になっていると評価できる。今後の課題としては、さらなる利用者サービスの向上、主催事業の工夫及び広報の充実等による利用者拡大に向けた取組が必要である。</p>
--------	---

指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称: 財団法人三重県体育協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

・管理施設の利用及び指導業務、青少年又は青少年育成関係者への研修業務、利用許可等に関する業務、利用料金の收受等に関する業務、管理施設の維持管理及び修繕に関する業務を実施した。

・利用及び指導業務では、宿泊する全ての団体に対してオリエンテーションを実施し、利用団体への指導を行った。利用団体の生活面だけでなく、創作活動の講師等も行い研修活動を支援した。

・青少年又は青少年育成関係者への研修業務では、11の主催事業を開催した。幼児から一般まで幅広い層にわたって、青少年の健全育成及び生涯学習の場の提供としての成果を収めた。

・利用許可及び利用料金の收受等に関する業務では、利用許可の取扱基準・利用料金の納入方法等を定め、あらかじめ基準を利用者に明示し、適正に運用した。

・利用者アンケートから指摘されたことや職員からの提案による施設改善を実施した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・平成21年度の修繕費は7,667,415円であり、前年度比より減額したが、老朽化に伴う施設整備を積極的に実施した。また、特に緊急性を要する物件について速やかに修繕を実施した。

・短期(1年)及び中長期(3年以上)の2通りの修繕計画を立て、計画的に修繕を実施した。

③ 県施策への配慮に関する業務

・地球温暖化対策として、平成17年2月16日に発効した京都議定書の中で、日本の目標である温室効果ガス排出量6%の削減を実現するための国民的プロジェクト「チーム・マイナス6%」へ参加し、様々な省エネ対策を行った。

・人権尊重社会を目指し、職員の意識向上を図るため研修会を実施した。多くの人が平等に利用可能であるようユニバーサルデザインに努めた。

・次世代育成支援の一環として、文化室について利用者の希望に応じて託児室としての利用を許可した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

・平成12年度より施行している「財団法人三重県体育協会情報公開実施要領」に基づき実施している。なお、平成21年度は開示請求がなかった。

・平成17年度より施行している「財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領」に基づき実施している。なお、個人情報の取扱及び個人情報の保護について定めた個人情報保護方針をホームページに掲載及び館内に掲示している。

⑤ その他の業務

特になし

(2) 施設の利用状況

<p><目標> 施設延利用者数 74,100人 施設稼働率 95.6%</p>	<p><実績> 施設延利用者数 68,422人(前年度比:4,464人減) 施設稼働率 93.2%(前年度比:2.4%減) 利用団体数 843団体(前年度比:14団体増) 施設実利用者数 36,454人(前年度比:2,322人減) 延宿泊者数 31,379名(前年度比:(前年度比:2,413名減))</p>
---	--

利用許可については、基本協定書第9条に規定する不利益処分及び利用許可の取扱の基準を設け、全ての利用団体に利用許可をした。申請段階で、書類不備等がある場合は、利用団体に事前に説明をし、了承を得て、入所までに対応しているため、当日の利用を制限した事例はなかった。

2 センターの利用料金の収入の実績

- ・利用料収入目標額37,621千円に対し、平成21年度実績40,067千円(+2,446千円)であった。
今年度は利用料金の改正を行ったこと並びに、各研修室の利用料金を宿泊利用者の方々にも半額負担していただくことに伴い、利用料収入が増額となった。
- ・利用料金の割引等
県内の小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合、全ての利用者に被引率料金を適用した。
(3歳以下の乳幼児の利用料金を免除)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	64,581,000	事業費	3,062,241
利用料収入	40,067,480	管理費	94,971,626
その他の収入	5,912,950	その他の支出	6,179,404
合計 (a)	110,561,430	合計 (b)	104,213,271
収支差額 (a)-(b)	6,348,159		

※参考

利用料金減免額	870,600
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	施設稼働率:95.6% 施設延利用者数:74,100人 利用者の満足度:93.7%
成果目標に対する実績	施設稼働率:93.2% 施設延利用者数:68,422人 利用者の満足度:99.0%
今後の取組方針	利用者の満足度は目標数値を達成できた。しかし、施設稼働率、施設延利用者数については、施設改修工事に伴う利用制限の影響により、目標達成が出来なかった。利用者の満足度の高い施設としてPRしていき、特に閑散期あたる冬季の稼働率を更に向上できるよう、引き続き目標が達成できるよう努力する。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	利用者のサービスの向上として、利用料金体系を通常期とオフ料金を設定し、閑散期の割引した利用料金を設定した。また、利用者が円滑な研修活動を実施して頂くため、職員の勤務形態を变形労働時間に加え、2交代制を取り入れより充実した勤務体制を構築した。さらに、コスト削減としては、白熱電球から省エネ電球に切り替えて約1/3の電力量となり、効率化を実施した。研修室のこまめな消灯、館内の廊下等も間引き点灯の実施をし、節電に努めた。
2 施設の利用状況	B	指定管理者制度導入から4年目となり、利用者満足度の向上のため様々なサービスを提供を実施してきており、利用者満足度の向上が認められた。今後も引き続きサービスの提供とPR活動を実施していき、利用者の拡大に努めていきたい。
3 成果目標及びその実績	B	利用者の満足度は、目標数値を達成でき高い値を示した。しかし、施設稼働率、施設延利用者数については、施設改修工事に伴う利用制限の影響により、目標を達成できなかった。今後は当初の目標を達成できるように努めていきたい。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成の場はもとより、生涯学習の場として、学校関係団体だけでなく、県内外を問わずクラブ・企業・家族等を積極的に受入れたが、施設改修工事に伴う利用制限があり、施設利用人数で目標値を上回ることができなかった。 ・センターボランティアバンクを設置し、豊富な知識、技能及び経験を有している方や今から地域社会で活動したいと思っている方77名の登録を得て、主催事業のスタッフや講師、利用団体の指導者として積極的な活用を図り、青少年育成を推進することができた。 ・小中学生対象事業、一般・高齢者対象事業等、様々な主催事業を計11事業開催し、幼児から一般(高齢者)まで幅広い層にわたって、青少年の健全育成及び生涯学習の場の提供としての成果を収めた。 ・施設の維持管理については、コスト削減の一方で、緊急性の要する修繕を含め、計画的・積極的な修繕を実施した。県と管理者のリスク分担は指定管理者の協定書で決まっているが、緊急性を要している場合に修繕が間に合わないケースも想定されるため、必要に応じて県と協議を実施し、対応していく。 ・全利用団体に対し依頼している利用者アンケートでは、浴室が狭いことに関する意見が多い。事前に提出された研修計画からセンターが各団体の入浴時間を割り振り対応しているが、入所団体の多い時期については、入浴時間が短い・研修内容が制約される等の意見が多く、設置者による大規模修繕での浴室全体の改修が望まれる。 ・危機管理体制については、職員全員が危機管理マニュアルの携帯を義務付けており、また年2回の消防訓練の実施やAEDの取扱講習を含む救命救急法講習会への参加等実働訓練も実施し、万全の体制に努めている。 ・利用者が円滑な研修活動を実施していただくため、センター職員の勤務ローテーションの工夫(変形労働時間の採用や勤務体制の2交代制)を行った。 ・利用料金体系を通常期とオフ料金を設定し、閑散期の割引した利用料金を設定し顧客確保に努めた。
--------	---

8 「日本スポーツマスターズ^{にまるいちまる}2010三重大会」の開催結果について

1. 大会概要

開催日：平成22年9月17日（金）～21日（火）
ゴルフ競技：9月13日（月）～15日（水）
開催場所：26会場（7市1町）
参加者数：約7,700人（過去最高）
うち三重県選手団599人
競技数：13競技
経済波及効果：約6億6千万円（試算）

2. 前夜祭（開会式）

開催日：平成22年9月17日（金）
開催場所：四日市都ホテル
参加者数：510人（招待者 170人、一般参加者 340人）
概要：伊勢木遣り唄、キャンドルリレー、恵利原の早餅つき、三重グルメリビアクイズ、三重ブランド抽選会で三重らしさを演出するとともに、シンボルメンバーや参加者との交流を図りました。

3. お成り

大会の名誉総裁である高円宮妃殿下によるお成りがありました。
実施日：平成22年9月18日（土）
実施場所（競技）：四日市ドーム（ソフトテニス競技）
サーキットボウル（ボウリング競技）
鈴鹿スポーツガーデン水泳場（水泳競技）

4. 本県選手の活躍

本県から13競技に599人の選手が参加し、各選手とも健闘されました。

主な成績（3位以上）は次のとおりです。

優 勝 ゴルフ 女子団体（初優勝）
水泳 男子100m背泳ぎ3部(40才-44才) 黒田研二
水泳 女子50m平泳ぎ3部(40才-44才) 難波直美
水泳 女子200m個人メドレー5部(50才-54才) 川口ひろみ

準優勝 ゴルフ 女子個人 菊川由美子
テニス 男子シングルス 古川正規
ソフトボール 女子 KEICHO CLUB
水泳 男子100m自由形3部(40才-44才) 北川浩二 他5名

3位 ゴルフ 女子個人 西村雪代
バスケットボール 女子 三重
ソフトテニス 三重A
自転車競技 男子個人2部(40才-44才) 杉澤康之
空手道 男子形4部(70才-79才) 杉崎 彰
女子形1部(40才-49才) 小林美由紀
ボウリング 男子2人チーム 三重A
男子4人チーム 三重A
* 梅田久徳さんパーフェクト(300点) 達成
水泳 女子 100m 平泳ぎ6部(55才-59才) 山本 実千代
他12人

5. 県独自の取組

当大会は、シニア世代が過密なスケジュールの中で競技を行うことから、故障する方が多くなりがちです。実行委員会では、おもてなしの一環として、5会場6か所で、理学療法士でつくる三重県スポーツリハビリテーション研究会、鈴鹿医療科学大学、ユマニテク医療専門学校の協力のもと、テーピングストレッチなどのメディカルサポートを実施し、選手の怪我の予防に努めました。

(メディカルサポートの実施場所と競技)

四日市ドーム (ソフトテニス)

四日市中央緑地体育館 (空手道)

鈴鹿スポーツガーデン (サッカー・テニス)

鈴鹿市立体育館 (バレーボール)

サンアリーナ (バスケットボール)

6. その他

スポーツマスターズ次期開催地：石川県

9 審議会等の審議状況（平成22年6月7日～平成22年9月14日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	平成22年度第2回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成22年6月17日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 上島 和久 他17名（出席者16名）
4 諮問事項	次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>○教育振興ビジョン検討第1～第3部会から審議経過として報告された議論の骨子に基づき、それぞれ意見交換が行われました。</p> <p>【第1部会に関する教育課題（社会教育の推進等）にかかる主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域にある文化財の学習を通して、子どもたちが地域の良さに気づくような取組の工夫が必要である。 <p>【第2部会に関する教育課題（キャリア教育の充実等）にかかる主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校段階、特に普通科におけるキャリア教育の充実について、十分検討する必要がある。 ・英語教育は、読み書き重視型から、コミュニケーション能力重視型の教育に進化させるべきである。そのためにも、教員の意識の転換が望まれる。 ・「中等教育学校」や「併設型」の中高一貫教育校には、一貫した理念、ビジョンが不可欠である。 <p>【第3部会に関する教育課題（環境教育の推進等）にかかる主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育で取り込まれる環境保全・創造活動が、家庭でも実践されることが重要であり、そのためには、学校教育と家庭教育との連携が大切である。 ・環境破壊もいじめも暴力も人の命に関わる問題であり、教育活動全体を通して、「人の命に関わる心の教育」を進める必要がある。 ・スクールソーシャルワーカーの学校への派遣が効果をあげており、この仕組みのさらなる充実が望まれる。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成22年度第3回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成22年7月22日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 上島 和久 他17名（出席者14名）
4 諮問事項	・次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について ・県立特別支援学校整備第二次実施計画の策定について
5 調査審議結果	<p>○次期教育振興ビジョン（仮称）中間案について意見交換を行ったところ、多くの意見が出され、引き続き議論を深めていくこととなりました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の計画ではあるが、市町や小中学校が主体となる記述も必要である。 ・子どもたちに優しい心や思いやりの心を育てる観点から、子どもたち自身で問題解決できるような、具体的な取組の記述が必要である。 ・三重県は東海・東南海地震など、激甚災害に指定されるような被害に合う可能性が高い。三重らしさも含め、防災教育にかかる特別な記述が必要である。 ・教員の子どもたちと向き合う時間を確保するため、現場の実態を踏まえ、実行できる数値目標を設定し、効果を上げることが望まれる。 <p>○教育振興ビジョン中間案部会を新たに立ち上げることについて、合意されました。</p> <p>○県立特別支援学校整備第二次実施計画（案）について意見交換が行われました。委員からの意見を踏まえ、修正を検討し、次回会議で再度議論することとなりました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの進路保障をしていくため、高等特別支援学校の設置も視野に入れるべきではないか。 ・寄宿舎の新たな活動のあり方について、踏み込んだ記述が望まれる。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成22年度第4回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成22年8月31日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 上島 和久 他17名（出席者16名）
4 諮問事項	・次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）の策定について ・県立特別支援学校整備第二次実施計画の策定について
5 調査審議結果	<p>○次期教育振興ビジョン（仮称）中間案について、2度目の意見交換が行われました。いくつかの意見が出されましたが、全体として大きな異論はなく、パブリックコメントに向けたビジョンの中間案として、大筋で合意されました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標については、目標項目を再考した方が良いものがある（国際理解教育、家庭の教育力の向上など）。また、目標数値をもっと高く設定できないか。 ・グラフのデータが三重県の数値なのか、全国の数値なのか分かりにくく、精査する必要がある。 ・学校教育の中で、もっとボランティア精神を育む必要があり、今後の方向性として明記されたい。 ・「開かれた学校づくりは特色ある学校づくりにつながるなどの成果が期待できる」とあるが、もっと教育委員会が主体となって取り組むような記述が望まれる。 ・各論の「多様な主体への期待」をどのように伝えていくかが課題である。ビジョン全体についても、保護者や県民に対し、十分周知していく必要がある。 <p>○県立特別支援学校整備第二次実施計画（案）について再度意見交換が行われ、計画内容が合意されました。</p>
6 備考	<p>次回開催日：平成22年11月1日</p> <p>今後の予定：今後パブリックコメント終了後に、2回程度の推進会議を開催し、平成22年11月中下旬に審議結果を報告予定。</p>

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第9回教育振興ビジョン検討第1部会
2 開催年月日	平成22年7月8日
3 委員	部会長 多喜 紀雄 委員 上島 和久 他8名 (出席者9名)
4 諮問事項	「特別支援教育、家庭・地域の教育力」について
5 調査審議結果	<p>○第1部会の審議テーマにかかる次期教育振興ビジョン(仮称)中間案の検討用素案が提示され、それについての意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児の育ちに関する課題として「自制心や規範意識の希薄化」を取り上げているが、幼児期は環境によって自制心が発揮できないだけであり、これを課題として記述するのは適切とは言えない。 ・学校種ごとの「節目」という表現は大変良い言葉である。その意義を一層イメージできるように記述を厚くされたい。 ・特別支援教育については、今後通級指導教室の役割が大きくなると予想されることから、これに関するさらなる記述が必要である。 ・一般の高校に通学する発達障がいの生徒が増加し、今後もさらに増加することが予想されることから、高校における体制整備の記述が必要である。 ・障がい者問題は障がいのない人の問題であり、社会全体が特別支援教育に関心を持って支援できるよう、情報発信することが望まれる。 ・子育てや家庭教育の大切さを夢のある形で書き、若い世代の人に呼び掛けるような記述が望まれる。 ・社会教育関係団体・施設が弱体化しつつある。学校教育との連携や融合も重要であるが、その前に社会教育関係団体・施設を活性化させる必要がある。 ・施策名「学校体育の充実」は「体力の向上」とすることが望ましい。」 ・地域スポーツの推進について、具体的な取組内容をもっと記述する必要がある。
6 備考	今後の予定：今回が最終回。(平成22年度第3回三重県教育改革推進会議にて検討結果を報告)

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第6回教育振興ビジョン検討第2部会
2 開催年月日	平成22年7月5日
3 委員	部会長 川本 健 委員 杉浦 礼子 他9名 (出席者10名)
4 諮問事項	「学力の育成、学校の教育力」について
5 調査審議結果	<p>○第2部会の審議テーマにかかる次期教育振興ビジョン(仮称)中間案の検討用素案が提示され、それについての意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本的な考え方」に沿って、「今後の基本的な取組方向」や「主な取組内容」にもっと具体的な記述が必要である。 ・部会委員の発言を学習指導要領にある言葉に置き換えるのは違和感がある。議論された言葉を使用すべきである。 ・「基本的な考え方」に段落ごとの見出しを付すべきである。 ・「学力」については、「今後の基本的な取組方向」のところに、三重県として学力をどう捉えるか、総合的、基本的な考え方の記述が必要である。 ・外国人児童生徒の問題は、学校の力では限界がある。地域全体で取り組んでいけるよう、他の主体へ働きかけていく記述が必要である。 ・なぜ外国人児童生徒教育を充実しなければならないのかを明確に記述すべきである。 ・外国語活動の充実のところは、英語という言語名を明記した方が良い。 ・キャリア教育の中で、「働くことは自分を成長させる楽しいものである」ことを子どもたちに伝えるよう記述を追加されたい。 ・効果的なOJTの手法を確立することについても記述していく必要があるのではないか。 ・小中学校においても、特色ある学校づくりに取り組む必要があり、記述していくべきである。
6 備考	今後の予定：今回が最終回。(平成22年度第3回三重県教育改革推進会議にて検討結果を報告)

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第6回教育振興ビジョン検討第3部会
2 開催年月日	平成22年7月1日
3 委員	部会長 皆川 治廣 委員 奥田 清子 他9名 (出席者8名)
4 諮問事項	「豊かな心、健やかな体」について
5 調査審議結果	<p>○第3部会の審議テーマにかかる次期教育振興ビジョン(仮称)中間案の検討用素案が提示され、それについての意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育関係者としては当たり前でも、一般の人には聞き慣れない言葉がある。文言を一般化して理解しやすい表現にする必要がある。 ・いじめを根本的に解決するには、「される方を責めない」ことが大原則になることを記述されたい。 ・不登校は「学校に戻るだけが最終目的ではない」という議論であった。その方向性を反映させるべきである。 ・中途退学問題の記述に、「辞めさせられた」という負のイメージが強い部分がある。本人の希望による自主退学は肯定的に受け止める記述にされたい。 ・高校での環境教育のベースとなる「県立学校環境マネジメント」に関する記述が必要である。 ・全体として小中学校、高等学校の取組内容が記述の中心になっているが、幼稚園でも郷土教育をはじめ様々なことに取り組んでいる。就学前教育を視野に入れた記述も必要である。 ・給食の食べ残しをなくすためには、おいしさの追求だけでなく、食材をつくってくれた方に対する感謝の心を育むことも必要である。 ・「運動の日常化」は重要であり、「学校体育の充実」だけでなく「地域スポーツの推進」の中にも記述していくことが必要である。
6 備考	今後の予定：今回が最終回。(平成22年度第3回三重県教育改革推進会議にて検討結果を報告)

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第1回教育振興ビジョン中間案部会
2 開催年月日	平成22年8月2日
3 委員	部会長 川本 健 委員 奥田 清子 他6名 (出席者6名)
4 諮問事項	次期教育振興ビジョン(仮称)中間案について
5 調査審議結果	<p>○部会の検討スケジュールが決定されました。</p> <p>○次期教育振興ビジョン(仮称)中間案について、平成22年度第3回教育改革推進会議での議論を踏まえながら、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校・家庭・地域が一体となって」という基本理念を実現するためには、多様な主体にアピールするような記述を盛り込んでいく必要がある。 ・今の子どもたちが生きている間に、県内で地震等の激甚災害が起こる可能性が高いことを考えれば、防災教育に力を入れることを記述していく必要がある。 ・「就学前から、小学校・中学校・高等学校までの一貫した『三重の学び』」という表現では特別支援学校が漏れていくので表現を工夫する必要がある。 ・「一貫した『三重の学び』」は何を一貫させるのか明記していく必要がある。 ・外国人児童生徒教育について、キャリア教育の観点を盛り込んだ記述が必要である。 ・国際理解教育は、課外活動だけではなく、教科教育の中でも取り組むような記述が必要である。 ・「いじめや暴力を許さない子どもたちの育成」については、推進会議でのこれまでの議論を踏まえ、子どもに向けた目線で書いた方がメッセージ性がある。 ・不登校児童生徒への支援についても、「仲間づくりの場の形成」など、子どもたち自身が取り組んでいく方向性をもっと記述していく必要がある。 ・体力の向上のためには、体育の授業や運動部だけでなく、学校全体の取組方針の視点を入れるべきである。 ・教職員がビジョンを読んで、「自分たちは一人ではない」という思いになるような内容にしていくことが重要である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第2回教育振興ビジョン中間案部会
2 開催年月日	平成22年8月12日
3 委員	部会長 川本 健 委員 奥田 清子 他6名 (出席者8名)
4 諮問事項	次期教育振興ビジョン(仮称)中間案について
5 調査審議結果	<p>○次期教育振興ビジョン(仮称)中間案について、前回会議の議論や教育改革推進会議各委員からの文書による意見等を踏まえながら、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標を設定するのは、施策の評価基準とするためか、課題の改善のためか、その目的をはっきりさせる必要がある。 ・「一貫した『三重の学び』」には、一人ひとりの成長過程をきめ細かく引き継いで対応していく「一貫性」も書き加えておく必要がある。 ・「学力の育成」に関し、教員への支援として、具体的授業のモデルなどを何らかの方法で示していく必要がある ・系統的なキャリア教育を推進していくためには、「異校種間」だけでなく、「学校間」の連携も必要である。 ・「教員が働きやすい環境づくり」のところで、「業務の簡素化・効率化」として記述されているのは、学校単位の取組ばかりである。もっと教育委員会が主体となる取組内容に言及する必要がある。 ・地域の教育力向上には、地域主導の取組が大切であり、「多様な主体への期待」における保護者や地域の皆さんへのメッセージを充実することが望まれる。 ・第4章は、行政・学校・家庭・地域という順番になっているが、教育の主役は学校や家庭や地域であり、支える方の行政は順序が後の方が良い。 ・教員が誇りを持って職務に取り組めるよう、「教員が素晴らしい仕事である」ことを伝える記述がほしい。 ・「子育ては人生にとって大事業である。だからこそ家庭が大事」というアピールを、家庭に対し発信していく必要がある。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第3回教育振興ビジョン中間案部会
2 開催年月日	平成22年8月19日
3 委員	部会長 川本 健 委員 奥田 清子 他6名 (出席者8名)
4 諮問事項	次期教育振興ビジョン(仮称)中間案について
5 調査審議結果	<p>○次期教育振興ビジョン(仮称)中間案について、前回会議の議論を踏まえながら、意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニケーション能力」と「コミュニケーション力」が混在しているが、前者は自分の気持ちや考えを相手に伝える力、後者は人間関係を作っていく資質というように使い分けていくことが適切である。 ・基本方針にある「一貫した教育」は、「一貫した理念に基づいた教育」と「子どもたちの成長と一貫して向き合う教育」の2つの意味を明記する必要がある。 ・デートDV防止の啓発の第一の目的は、命や人権を守ることである。「いじめや暴力を許さない子どもたちの育成」を主たる掲載場所とし、「家庭の教育力の向上」を再掲にすべきである。 ・「文化芸術活動・読書活動の推進」の中に、学校図書館の充実についてもっと記述すべきである。 ・「郷土教育の推進」における農山漁村や農林水産業の教育力を引き出す取組は、自立する力や共に生きる力を育むためにも重要であり、キャリア教育等にも再掲すべきである。 ・「教員の資質の向上」の取組内容として、インターネットを用いた研修が掲げられているが、その現状について「現状と課題」に記述しておく必要がある。 ・「教員が働きやすい環境づくり」のところに、教職員の満足度を高めるため、意欲的な取組を行っている教職員やグループのモチベーションを高める工夫を講じることについて記述を追加されたい。 ・用語説明の説明文に難解な語句を用いているものがあるので、さらにわかりやすくする必要がある。
6 備考	今後の予定：今回が最終回。(平成22年度第4回三重県教育改革推進会議にて検討結果を報告)

2 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	平成22年度第2回三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	平成22年6月22日
3 委員	会長 森脇 健夫 副会長 原 常子 委員 小野田 英次 他17名 (出席者19名)
4 諮問事項	平成23年度使用小学校用教科書の採択について
5 調査審議結果	<p>○県教育委員会は、平成23年度に小学校で使用する教科用図書の採択について、市町教育委員会及び採択地区協議会に対して指導、助言又は援助することとなっています。第2回三重県教科用図書選定審議会では、その際の資料となる「平成23年度使用小学校用教科書選定に関する参考資料」(案)の審議を行いました。当該参考資料は、審議における意見を踏まえて記載内容を一部修正し、承認されました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現上、整合性がとれていないところが見受けられるので、整合性を図る必要がある。 ・審議する際の参考にするため、学習指導要領における関連部分を資料として委員に配付してほしい。 ・保健の教科書には、子どもたちが抱えるストレスや飲酒・喫煙の害などについて書かれているが、その特徴的な部分を説明してほしい。 <p>○各採択地区において採択事務を進めていく上での諸課題、今後の採択へ向けての要望等について情報交換を行いました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本文教出版の社会の教科書は2種類あるので、間違いのないよう留意する必要がある。
6 備考	

3 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成22年7月5日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 大久保 修三 他4名 (出席者6名)
4 諮問事項	本県の社会教育推進を図る具体的な取組について
5 調査審議結果	<p>社会全体で教育の向上に取り組む仕組みづくりについて審議しました。</p> <p>【主な意見等】</p> <p>①社会教育と学校教育の連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育と社会教育の連携、融合に向けて、社会教育施設、社会教育関係団体の活動、さらにはそれ以外の関係機関で行われる多様な活動と学校教育とを積極的に結びつけていく取組を推進することが大切である。 <p>②地域における学校支援の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が自らの学習成果を活用し、ボランティアとして学校を支援する取組を推進していくことが大切である。 ・社会教育関係団体との連携についても模索していく必要がある。
6 備考	次回開催日：平成22年7月13日（火）

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成22年7月13日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 大久保 修三 他4名 (出席者6名)
4 諮問事項	本県の社会教育推進を図る具体的な取組について
5 調査審議結果	<p>「学習成果を生かす機会づくり」、「公民館の機能の充実と活用の促進支援」について審議しました。</p> <p>【主な意見等】</p> <p>①学習成果を生かす機会づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの主体的な学習活動や社会教育で培った成果を生かした社会参加活動を推進することが大切である。 <p>②公民館の機能の充実と活用の促進支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館が地域づくりや地域課題の解決に取り組む中核的機能を果たすため、具体的な組織づくりや活動づくりを支援していくことが大切である。 ・子どもから大人までの学びの場としての機能とともに地域住民の学びの成果を生かす場や人との出会い、交流の場としての機能の充実を図る必要がある。
6 備考	次回開催日：平成23年2月（予定）

4 三重県スポーツ振興審議会

1 審議会等の名称	三重県スポーツ振興審議会
2 開催年月日	平成22年 8月31日
3 委員	会長 鈴山 雅子 副会長 鶴原 清志 委員 石原 正敬 他12名 (出席者12名)
4 諮問事項	「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」の 在り方について
5 調査審議結果	「第6次三重県スポーツ振興計画」の検証を行うとともに、「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」の基本的な考え方について意見交換を行いました。 【主な意見】 ・子どもの体力の向上には、学校体育の充実が重要であり、体育授業の工夫改善が必要である。 ・総合型地域スポーツクラブへは、各クラブの事情を踏まえた支援が必要である。 ・競技力の向上には、スポーツ医科学の活用は有効であり、また、ジュニア期から長期的に育成する必要がある。 ・次期計画の策定に向けては、本県独自の課題や特徴を活かしたものとしていくべきである。
6 備考	次回開催日：未定(平成22年10月下旬を予定)